

3 令和元年第2回越知町議会定例会 会議録

令和元年6月7日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 令和元年6月11日（火） 開議第3日

2. 出席議員（10人）

1番 箭野 久美	2番 森下 安志	3番 小田 範博	4番 武智 龍	5番 市原 静子
6番 高橋 丈一	7番 西川 晃	8番 寺村 晃幸	9番 岡林 学	10番 山橋 正男

3. 欠席議員（なし）

4. 事務局職員出席者

事務局長	中内 利幸	書記	箭野 理佳
------	-------	----	-------

5. 説明のため出席した者

町長	小田 保行	副町長	國貞 誠志	教育長	山中 弘孝	教育次長	谷岡 可唯
総務課長	織田 誠	会計管理者	岡田 達也	住民課長	井上 昌治	環境水道課長	岡田 敬親
税務課長	岡田 達也	建設課長	前田 桂藏	産業課長	田村 幸三	企画課長	大原 範朗
危機管理課長	上田 和浩	保健福祉課長	國貞 満				

6. 議事日程

- 第 1 議案質疑（承認第3号～第8号、報告第2号～第3号、議案第32号～第39号）
- 第 2 討論・採決
 - 承認第 3号 専決処分（第2号）の報告承認について（町有財産の無償譲与）
 - 承認第 4号 専決処分（第3号）の報告承認について（越知町税条例の一部改正）
 - 承認第 5号 専決処分（第4号）の報告承認について（越知町国民健康保険税条例の一部改正）
 - 承認第 6号 専決処分（第5号）の報告承認について（固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）
 - 承認第 7号 専決処分（第6号）の報告承認について（平成30年度越知町一般会計補正予算）
 - 承認第 8号 専決処分（第7号）の報告承認について（平成31年度越知町介護保険事業特別会計補正予算）
 - 議案第32号 越知町森林環境譲与税基金条例の制定について
 - 議案第33号 越知町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第34号 越知町介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 議案第35号 越知町飲料水供給施設等整備事業に関する分担金徴収条例の一部を改正する条例について
 - 議案第36号 令和元年度越知町一般会計補正予算について
 - 議案第37号 令和元年度越知町下水道事業特別会計補正予算について
 - 議案第38号 令和元年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について
 - 議案第39号 令和元年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 発議第 1号 越知町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 第 4 発議第 2号 県道18号の緊急落石対策についての要望書
- 第 5 発議第 3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 第 6 議員派遣
- 第 7 委員会の閉会中の継続調査

開 議 午前 9時00分

議 長（寺 村 晃 幸 君）おはようございます。令和元年6月定例会、開議3日目の応召御苦労さまです。

本日の出席議員数は10人です。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議 案 質 疑

議 長（寺 村 晃 幸 君）日程第1 議案質疑を行います。承認第3号から第8号、報告第2号から第3号、議案第32号から第39号までの16件を一括して質疑を行います。ここで議員の皆様をお願いしておきます。議案質疑は一般質問ではありませんので、質疑はなるべく簡潔明瞭をお願いいたします。それでは、質疑はありませんか。

はい、3番、小田範博議員。

3 番（小 田 範 博 君）議案第36号でございますが、これの事項別明細、一補事10ページ、4款1項6目19節の水道施設費の補助金39万9千円でございますが、どこの施設をどのようにするのか、そのための補助金なのかをお聞きをいたします。

議 長（寺 村 晃 幸 君）はい、岡田環境水道課長。

環境水道課長（岡田敬親君）この水道施設の補助金は黒瀬地区の取水ポンプ故障による補助金でございます。以上です。

議 長（寺 村 晃 幸 君）はい、1番、箭野久美議員。

1 番（箭 野 久 美 君）事項別明細書の一補事15、第9款5項5の地域教育推進費で学力向上サポーターの謝礼金がプラスになっている理由をお答えください。

議 長（寺 村 晃 幸 君）箭野議員、起立して。はい、谷岡教育次長。

教育次長（谷岡 可唯 君）おはようございます。箭野議員に御答弁申し上げます。この学力向上サポーターの謝礼金の23万1千円ということでございますが、こちらにつきましては、当初1名分で小学校の学力向上サポーターということで1名分を当初計上しておりましたが、もう1名増やすということで、1名分を追加させていただいております。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）はい、2番、森下議員。

2 番（森下安志君）議案第37号の下水道事業特別会計歳入歳出の分ですが、事項別明細書の下水補事5ページ、下水道の下水道建設費の8区汚水末端の管の布設工事なのですが、具体的に場所はどこになるでしょう。それと、これは新設になるのでしょうか。

議長（寺村晃幸君）はい、岡田環境水道課長。

環境水道課長（岡田敬親君）お答えいたします。場所は8区でございますが、町道の新設の予定がございまして、仮の町道名ですが、町道向屋敷池ノ上線ということになっておりますが、金比羅山へ上がる鳥居がございますけども、あそこから西方向と、それから國貞副町長の御実家から南の方へ下って既設の町道へ接続するといった町道の計画がございまして、そこへ污水管を新たに布設をするという計画がございまして、その詳細設計ということでございます。以上です。

議長（寺村晃幸君）はい、岡林学議員。

9 番（岡林学君）一般会計の一補事8ページをお願いいたします。補正でございます。一補事8ページの企画振興費15工事請負費ですが、横島西部集落活動センターの手洗設備設置工事というのがありますが、もう落成もしてですね、もう稼働もしておる。それを今さらこういうふうな、また予算を取らないといけないというのはどういうことか。それと、いっしょに、その下にあります16の原材料費5万円。これはですね、どういうふうな碎石の工事をするかを御質問いたします。

議長（寺村晃幸君）はい、大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）岡林議員にお答えします。横島西部集落活動センターの手洗設置工事につきましては、今年度当初予算でいただいておりますコインランドリーのところですが、設置をするにあたり県のコインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要領というものにランドリー室を設置する場合にはその施設内に流水式手洗設備を設けることというのがありましたので、その手洗場を設置する費用となっております。原材料費につきましては、落成はしましたが浄化槽の周辺およびトイレの周辺がちょっと段差がありましたので、そこに碎石を敷いて段差をなくす碎石の原材料費となっております。すいません、なぜ今かということですが、ちょっとコインランドリーのほうにつきましては、設置をするときに保健所の許可とかそういうものがいりまして、そこでちょっと相談に行きますと、後でちょっと発覚して手洗施設がいるということでこれはちょっと抜かっておりました。ほんとにすいませんでした。で、浄化槽の周辺も当初は段差のままでおいておく予定でしたが、やはりちょっと落成時に見ていただいた通り、ちょっと危険なという声が多くて、これはおいておくことは駄目ということになりまして、ちょっと今議会で碎石の予算を計上させていただきました。

議長（寺村晃幸君）はい、3番、小田範博議員。

3番（小田範博君）同じく事項別明細書一補事の13ページでございますが、7款2項3目の17節、公有財産の購入費で240万7千円でございますが、どの路線に絡む用地費であって、坪単価はいくらなのかをお聞きをいたします。

議長（寺村晃幸君）はい、前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）小田議員にお答えします。この町道の用地費でございますが、大樽線と、町道役場前久万目線の用地費になっております。単価ですが、大樽線がですね、大樽線は山林ばかりですので、山林は全体的に平米が100円で購入をさせていただいております。それから、役場前久万目線につきましては、宅地でございます。この分が鑑定を行いまして、平米当たり2万4,700円、こちらのほうで交渉をさせていただき予定でございます。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）はい、1番、箭野久美議員。

1番（箭野久美君）一補事8ページ、4番企画振興費の地域おこし協力隊員の旅費が21万2千円ですが、これは何名分で用途はなんであったかを御説明ください。

議長（寺村晃幸君）はい、大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）箭野議員にお答えします。地域おこし協力隊の旅費はふるさと寄附金で雇ってます地域おこしの旅費になっております。内訳としましては、ふるさと納税大感謝祭というのが関東近辺でありますので、そちらの旅費分と、地域おこしとしての研修旅費として東京を1回と県外に公用車で行く分の1回分を計上しております。当初予算でなかった理由がですね、1名そのふるさと寄附金で雇っている地域おこしが去年育休をとっておりました。子どもさんが小さいので、東京出張とか県外出張ができるかどうかはわからなかったため当初予算では計上しておりませんでした。本人のほうがちよっと家族の協力もあって出張も行けるということでしたので、今議会で計上させていただきました。

議長（寺村晃幸君）はい、9番、岡林学議員。

9番（岡林学君）今のところ、同じく一補事の8ページですね、電子計算費というのが下のはしにありますが、委託料ですが、町内のネットワーク簡易設計業務の内容をお聞きします。

議長（寺村晃幸君）織田総務課長。

総務課長（織田 誠 君）おはようございます。岡林議員にお答え申し上げます。この委託料につきましては、来年度から始めます町内の光回線の整備につきまして、今年度国庫補助の事業のほうに上げていくのにある程度の内訳とか見積等が必要になります。それで、来年度実施する区域を設定するとか、どの範囲までいくとかというところをこの簡易な設計業務を委託しましてそこを決定していきたい、そのための費用でございます。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）はい、9番、岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）同じく一補事9ページをお願いいたします。総務費、諸費のですね、集落整備事業補助金というのを説明がありました、柚ノ木の整備をするというふうにお聞きしましたが2,248万9千円。内容をもう少し詳しくどのようなことをするか簡潔をお願いいたします。

議 長（寺 村 晃 幸 君）織田総務課長。

総務課長（織田 誠 君）岡林議員にお答えします。柚ノ木集会所を建て替えるものでございます。この補助金の内訳としましては、解体の費用の分、それから建築にかかる分、それから備品にかかる分を合わせて2,248万9千円になっております。なお、設計管理に関する分は当初予算で計上をさせていただいております。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）はい、前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）小田議員の先ほどの質問で1件答弁の抜かりがございましたので、補足をさせていただきます。用地費でございますが、町道大樽線の用地費で山林は100円で買わせていただくと。それともう一つですね、雑種地がございまして、雑種地平米単価※4,700円で交渉をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）他に質疑は。1番、箭野久美議員。

1 番（箭 野 久 美 君）一補事12ページ、3番の地方道路整備交付金事業費で臨時職員のたぶんこれ賃金427万2千円。これは何名分でいつからいつまでの分でしょうか。

議 長（寺 村 晃 幸 君）前田建設課長。

※ 3-8に訂正発言あり

建設課長（前田 桂蔵 君） 箭野議員にお答えします。この臨時賃金は建設課で勤務しております4名の臨時職員の賃金でございます。賃金のこの対象の期間は7月から12月、6カ月間が主でございます。その中に1人3カ月という者もございますが、主が6カ月間の雇用に対する支出でございます。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 9番、岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君） 同じく今の一補事12ページのですね、その13の委託料ですが橋梁補修設計業務というのがありますが、これはどこを予定しておりますか。何箇所予定しておりますか。

議 長（寺 村 晃 幸 君） はい、前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君） 橋梁点検を行いまして、その結果修繕を要するという部分の委託費でございます。橋梁数は4カ所でございます。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 9番、岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君） 4カ所の場所はどこをやるかをお願いします。

議 長（寺 村 晃 幸 君） はい、前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君） お答えします。宮ヶ奈路の宮ヶ奈路1号橋です。これは29年度から始めておりますが、今回は下部、橋台のほうの委託設計を行う予定でございます。次に、町道鎌井田浅尾線、浅尾橋でございます。これは沈下橋でございますが、左岸側から2本目の橋脚が洗堀されておるということで、これの修繕です。それから、町道谷ノ内1号線の谷屋敷2号橋でございます。これは橋台が洗堀されておりまして、その修繕でございます。それから、野老山本線におきまして堀切橋。野老山の高橋商店がございますが、そこの前の橋でございます。これ、下部にですねひび割れが入っておったり、支承の分が剥離しておったりしておりますので、これの修繕を委託する予定でございます。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君） はい、4番、武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君） 補正予算の一補事14ページの土木費、7.3.1の住宅管理費に補正が公営住宅代行業務で216万6千円上がっておりますが、当初でも811万7千円とってあるのに、どっか増えた場所はどこですか。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 織田総務課長。

総務課長（織田 誠 君）武智議員にお答えします。小舟団地の2号棟と4号棟の外部の排水管の修繕でございます。外部排水管、生活排水、それからトイレの排水等を下水に接続している分でございますが、ちょっと老朽化とそれから勾配がだいぶ不足してくるようで途中のマンホールでたまるとか、そういう現象になっておまして、それで雨の時なんかにはそこに雨水が入って噴き出すようなこととか、それでその後はちょっと悪臭もするとか、そういった状況になっておりますので、この分を追加で修繕をしたいという考えで補正させていただいております。以上でございます。

議 長（寺村 晃 幸 君）はい、4番、武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君）この管理業者に業務委託をした場合ですわね、普通やったらそういう修繕の場合は競争性が発生しますよね、見積取って。これはそういう業者に丸投げみたいになって競争性が発生せんと思いますが、どういう仕組みになってますか。

議 長（寺村 晃 幸 君）織田総務課長。

総務課長（織田 誠 君）この住宅管理代行業務につきましては県の住宅公社のほうに修繕業務の窓口を委託しております。実際の施工の業者につきましては町内の業者が施工をしてくださってます。今まで直接役場のほうに連絡があつて現地を確認をして、それから業者さんの手配をして、それで修繕を行っておりますが、いろいろ重なってきたりとか件数が多くなってきたときには、そういったところで職員も全部にすぐ回れないことがあつて、それから、夜間休日につきましては待っていただくようなことがありましたので3年ほど前から住宅供給公社のほうに管理代行を委託しております。窓口としましてそちらのほうに連絡をしていただければ、町内の業者のほうに連絡をしていただいて、見ていただいて、修繕を早急にできるということでございます。なお、もともと、この修繕業務につきましては早急にしなければいけないものにつきましては競争入札の手法は取らずに、早くできる業者さんに依頼をかけておりました。以上でございます。

議 長（寺村 晃 幸 君）はい、前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）先ほどの小田議員への追加の答弁の中で雑種地の単価を4,700円と申し上げたようでございます。正確には7,400円でございます。失礼しました。

議 長（寺村 晃 幸 君）はい、4番、武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君）補正予算の一補事12ページの13の委託料のトンネル点検業務。橋は何橋あるかというのを前にも何回も聞いたんですが、トンネルというのはどれぐらいあつて、その中のどこを。1カ所なら言いにくいかもしれんがどこをやるのか。

議長（寺村晃幸君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）トンネルでございますが、本町には1つございまして、町道佐之國1号線、県道から分岐するですね碎石場の所のトンネルでございます。このトンネル延長が117.5メートルございまして、今回第2回目の点検委託をする予定でございます。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）はい、10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）事項別明細です。一補事の15ページ、教育費でございます。中四国大会等出場費補助金10万円でございます。これ中学校のおそらく、バレーか野球か柔道かなにかですけど、種目はなんですか。

議長（寺村晃幸君）谷岡教育次長。

教育次長（谷岡可唯君）山橋議員にお答えいたします。当初、中四国大会出場補助につきましては10万円の予算を組んでおりました。今回中学校野球部のほうが四国大会のほうに出場することになりまして、それでもう10万円ほとんど旅費で消化をしてしまいました。それで、以後バレー部等まだ可能性はございますので、10万円の補てんをさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）はい、10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）越知中学校の野球部ですけど、これは加茂との合同チームでございます。バレー部もそうですけど県下でも強豪のチームとして名を馳せているような越知中のバレー部とそれから合同の野球チームでございますが、今後ですね、おそらく高吾の支部体があつてそれから県体になると思いますけど、支部体でそこそこの順位でしたら県体のほうへ出場するわけでございます。県体で勝った場合、また全国大会ですか、四国大会にまわるわけでございますけど、それについてのまたこの補助金というのは考えておりますか。先の話でございますけど。

議長（寺村晃幸君）谷岡教育次長。

教育次長（谷岡可唯君）山橋議員にお答えいたします。一応、クラブごとでございますが、この出場補助につきましては10万円を上限ということで考えさせていただいております。1つの種目というか、クラブについて10万円が上限という形で現在やらせていただいております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）自分ちょっと知り合いの保護者の方からいろいろ話を聞きますけど、勝って嬉しい、勝った場合は大きい大会へ行くのになかなか旅費がかさむというので、なかなかたまらんとという話も聞いてましたのでそういう話をしたわけでございます。ただ、皆さんも御存知

と思いますけど、町長はよく存じておると思いますけど、この4月の県の野球大会で明德でしたかね、決勝戦をやった。そういうように強いチームに越知中がなってるということ。それと、バレー部もそうですけどなんか県下でも3本の指に入っているような状態で、おそらく越知中学校という名前を県下でもトップクラスに上げたという功績ですかね、そういうものに対してのやっぱり補助金があればなあという話を聞いたので質問をしたわけですが、今後についてはまた保護者のほうから何て言いますかね、寄附を回るの・・(「奉加帳です」の声あり)あれも勝つたびに奉加帳回すのもなかなかしんどいよという話も聞いておりますので、またそのことも考えていただきたいと思います。

議長(寺村晃幸君) 山中教育長。

教育長(山中弘孝君) 今の予算は四国大会ということで想定してますので、また全国へ行くということになれば対応を考えたいというふうに思います。

議長(寺村晃幸君) はい、4番、武智龍議員。

4番(武智龍君) 一補事14ページが一番上、立木補償127万6千円はどこで何本分で単価というのがわかっておれば教えてください。

議長(寺村晃幸君) 前田建設課長。

建設課長(前田桂蔵君) 武智議員にお答えします。この、私たちは立木補償と言うておりますが、今回社総金で改良工事を行います大樽線の立木でございます。本数がですね、本数が今のところ、今資料を持ち合わせておりませんので、また調べます。単価はですね、その木の胸高直径、胸高の直径で単価がそれぞれ異なっております。また調べさせていただきます。

議長(寺村晃幸君) 1番、箭野久美議員。

1番(箭野久美君) 介補事3の歳入のとこなんですけど、介護保険料がかなり減額になっていると思うんですけども、その理由をお願いします。

議長(寺村晃幸君) はい、國貞保健福祉課長。

保健福祉課長(國貞満君) 箭野議員にお答えします。これは消費税増税分の、その消費税分を財源として低所得者へ軽減が行われます。その分が介護保険料としては減額になります。あと、その財源として国、県から入ってくるお金は一般会計のほうに入ってきて、それから介護保険会計のほうはこの介護保険料を減額しています。以上です。

議長(寺村晃幸君) 10番、山橋正男議員。

10番(山橋正男君) 事項別明細書の一補事の8ページです。開会日に説明を受けたかもわかりませんが、私記憶がないです。企画振興費の委託

料の越知のまち小屋建築工事監理の35万6千円で、工事請負費の越知のまち小屋建築工事ですけど、これは当初にも載ってましたかね。この件について。それともう一つ、場所はどこなんです。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）山橋議員にお答えいたします。当初予算では計上しておりません。昨年度の補正予算で設計の予算をいただいております、今回設計ができましたのでそれについての工事、それと、その工事期間に係る監理を計上させていただきます。場所については、3区の金光教前の町道の待避所の横の町有地に建設するようしております。

議長（寺村晃幸君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）この、まち小屋建築ですけど、この内容ですね、内容っていいですかのようなものに使われるのかお答え願います。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）山橋議員にお答えします。内容につきましては、敷地面積が106.81平米、建築面積は12.96平米になります。町長のほうからも前に内容の話がありましたが、越知の住民の方が買い物とか病院に行ったりするときに休憩ポイントがないということで、越知町内にそういう方が休憩できる所をつくりたいという町長の方針がありまして、今回その越知のまち小屋の第1号、新しく建築する第1号として計上させていただきます。

議長（寺村晃幸君）はい、4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）議案第32号、森林環境譲与税基金条例の件で第1条に書いてある間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進と、こういうことが目的として書いてありますが、これは非常に大事なことだと思いますが、基金を積んで、これ平成14年度まで積んで15年度からは3千万ぐらいが平準化されるんじゃないかというような説明があったんですけど、この積立期間、それから運用の開始時期、それからこの間伐の例えば面積だとか場所だとか、どういう人材を育成するだとか、そういう想定、どういうことを実際具体的に想定をして、いつ頃からそれを活用しようとしゆのか、着手年度ですかね、そういうようなことをお伺いします。

議長（寺村晃幸君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）武智議員にお答えします。この森林環境譲与税につきましては森林に関する事業に使わなければならないという目的のため設置する基金でございます。この1条でございます、間伐や人材育成、担い手の確保等でございますが、まず、基本的にはこの事業をするにつ

いて補助事業があるものへの継ぎ足しには使ってはならないというふうに規定をされております。ですので、町独自の事業といたしますか、そういう部分に充てるものでございますが、まず間伐についてはこの山林を町が管理の委託を受けてですね、経営に値するような山林は意欲と能力のある事業者へ委託をします。また、その経営に値しないというような山林はですね、町が直接管理をしなければいけないと。ただ、町が直接人を出してやるのではなくて、これにつきましても業者への委託になります。その部分の経費に充てれるというふうに聞いております。また、人材育成につきましては、町が管理、経営を委託するわけでございますが、今現在そういう業者、町内に1業者ぐらいしかいないという状況でございます。この業者については県のほうが審査をしてですね、県が登録をするようになっております。まだ決定はされておらないと思っておりますが、推定すると1業者しかおらないので、この制度が完全に回り出しますと業者がまったく不足をするという状況でございますので、その受け皿となるような業者の育成ということを考えております。担い手の確保についても同じようなことでございます。木材の利用の推進につきましては公有の建築物とか、先ほどのまち小屋等にも使っていただけたらというふうに考えておりますが、その経費にも充てれる可能性があるのではないかとこのように考えております。また、この制度の普及啓発にですね、対する経費という、それぞれそういうような充当の事業を想定しております。これの基金の活用につきましては、今年度交付されるわけございまして、使用についても今年度から可能というふうになっております。それから、令和15年から3千万程度で平準化されるわけございまして、毎年いただけるわけですので、まずいったん、交付されたお金は基金へ積みます。それから以降のこの制度による事業に対して選択をして基金から繰り入れて充当していくというふうに考えております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）その点についてもう一回、踏み込んだというか、一番は間伐するにしても、ここをやると、人さえおれば間伐すると、そりやできますけど、その人が今課長が言われるのには1業者になったと、なったのか、前は3業者ぐらいおったという説明があったんですけど、その業者のこっからここまでやりゆのを、年間こればあの日数やりゆのをいわゆる業者というのがあってそう言いゆのかもしれないませんが、私が聞いた一番若手の業者は仁淀川町のしっかりした業者の社員というか、中へ所属した、入ったと、越知の独立した業者でなくなったようにお伺いしておりますが、そこでこの人材育成に県の登録が必要なので、まだ登録はしてないが登録できるようにしたいというのが一つ、具体的には人材育成の内容、こういうふうな手法を投じて人材育成を図っていきたいというその構想はありますか。

議長（寺村晃幸君）前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）お答えします。越知町の林業は再三御説明もしておりますようにかなり衰退をしてくてですね、国土調査でも林業従事者が6人というふうな現状でございます。これではいけないということで、人材育成をしなければならぬんですが、その技術等をですね、身に付けておる元気な方という方も、町内で育成しようとするればですね、なかなか見当たらないと。まずは林業学校とかですね、林業大学をですね、それに短期長期の過程もございまして、そちらのほうを活用してやっていきたいというふうに思っております。これについてですね、経費も発生もしますので、それに対する助成とか、そういうことも考えております。また、もうすぐと言いますか、できるだけ早急にですね、この制度の活用をして森林の整備をしていかなければいけないという状況でもありますので、当分は町外ですね、近隣の佐之国で施業しております明神林業とかですね、そちらのほうを、一緒に入ってきてもらうてですね、やっていかんと手が回らんなる可能性もあります。最終的にはそういうところを活用して越知町の人材の育成に繋げていきたいという考えも持っております。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）4番、武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君）あんまり踏み込んだら一般質問になるけ、ちょっと手前で止めますが、その林業学校とか林業大学というのは受け皿としてあるわけですので、そこへ送る人がおらんじゃないかなと私は思う。で、例えばこの費用を使うて協力隊を入れるとか、そういうふうな具体的な政策があるかなと思うて聞いたんですけど、ここができてないと、次の担い手育成というところで、人材が確保できて、はじめて一人前になって、次が担い手になるわけですので、ここをしっかりと今後詰めて、他の幹部の方も、町長、副町長入れてですよ、やっていただくように要請をして今回質問を終わります。また、一般質問でやるように。

議 長（寺 村 晃 幸 君）9番、岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）一補事の13ページをお願いいたします。土木費のほうですが、区分22、補償のところでございますが、この電気通信設備支障移転補償ですが、場所と内容をお願いします。

議 長（寺 村 晃 幸 君）前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）岡林議員にお答えします。対象路線は2路線ございまして、1つは町道向屋敷池ノ上線の新設部分に対する補償でございます、N T Tの電柱が4本、それから四国電力の電柱が3本ございます。もう1路線は今成深瀬線でN T Tの電柱1本、それから、四国電力の電柱が1本ございまして、これが工事施工に支障がありますので移転をする費用でございます。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）はい、それでは質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決

議 長（寺 村 晃 幸 君）日程第2 討論・採決を行います。

承認第3号 専決処分（第2号）の報告承認について（町有財産の無償譲与）討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
はい、挙手全員であります。よって本案は承認されました。

承認第4号 専決処分（第3号）の報告承認について（越知町税条例等の一部改正）討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
はい、挙手全員であります。よって本案は承認されました。

承認第5号 専決処分（第4号）の報告承認について（越知町国民健康保険税条例の一部改正）について討論はありませんか。
（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。
本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。はい、挙手全員であります。よって本案は承認されました。

承認第6号 専決処分（第5号）の報告承認について（固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）討論はありませんか。
（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。
本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。はい、挙手全員であります。よって本案は承認されました。

承認第7号 専決処分（第6号）の報告承認について（平成30年度越知町一般会計補正予算）について討論はありませんか。
（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。
本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。はい、挙手全員であります。よって本案は承認されました。

承認第8号 専決処分（第7号）の報告承認について（平成31年度越知町介護保険事業特別会計補正予算）について討論はありませんか。
（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。
本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。はい、挙手全員であります。よって本案は承認されました。

議案第32号 越知町森林環境譲与税基金条例の制定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員であります。よって本案は可決されました。

議案第33号 越知町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員であります。よって本案は可決されました。

議案第34号 越知町介護保険条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員であります。よって本案は可決されました。

議案第35号 越知町飲料水供給施設等整備事業に関する分担金徴収条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員であります。よって本案は可決されました。

議案第36号 令和元年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員であります。よって本案は可決されました。

議案第37号 令和元年度越知町下水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員であります。よって本案は可決されました。

議案第38号 令和元年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
はい、挙手全員であります。よって本案は可決されました。

議案第39号 令和元年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員であります。よって本案は可決されました。

以上で、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。

お諮りします。これより10時15分まで休憩します。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

はい、それでは10時15分まで休憩します。

休 憩 午前 9時54分

再 開 午前10時15分

議 員 発 議

議 長（寺 村 晃 幸 君）再開します。日程第3 発議第1号 越知町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の箭野久美議員から提案理由の説明を求めます。1番、箭野久美議員。

- 1 番（箭 野 久 美 君）説明させていただきます。提出議案の概要であります。越知町議会基本条例につきましては、議会改革調査特別委員会で協議検討は20回を超え、全員協議会、地区別懇談会で参加者に概要説明と十分な審議ののち、議員発議により平成24年6月に制定されております。しかしながら、昨今の議員のなり手不足の問題や、議会改革先進地の視察研修をする中で、また全国町村議会議長会の町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告などを受けまして、やはり議会改革を継続的に不断に取り組んでいくためには、現在の議会運営委員会で検討するのではなく、議会改革に特化した専門の会を置く必要があるとの結論に至りました。今回の改正の内容は、議会運営委員会に代わって議会改革推進会議を設置するものです。また、改正前は条例の目的が達成されているかどうかを不断に点検すると規定されておりましたが、確実に1年に1回は条例の目的が達成されているかを点検するように、「1年ごとに」を明記するものです。6月7日の全員協議会において最終確認をいたしまして、本案を提出するものです。今後さらに議会運営と議員活動における最高規範としてこの条例を生かし町民の付託にこたえていくために議員各位の決意と協力が必要であります。どうか、各位におかれましては本条例の一部改正に御理解をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）提案説明を終わります。これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員であります。よって本案は、可決されました。

日程第4 発議第2号 県道18号の緊急落石対策についての要望書の議案が、お手元に配付のとおり、4番 武智龍議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので、省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員であります。よって本案は、可決されました。

日程第5 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の議案が、お手元に配付のとおり、6番 高橋丈一議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので、省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員であります。よって本案は、可決されました。

議 員 派 遣

議 長（寺 村 晃 幸 君）日程第6 議員派遣を議題とします。

議員派遣は配付しました議員派遣計画表のとおりとすることに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）
御異議なしと認めます。よって、議員派遣は配付のとおりと決定いたしました。

委員会の閉会中の継続調査

議長（寺村晃幸君）日程第7 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（寺村晃幸君）以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

それでは、町長から一言お願いします。はい、小田町長。

町長（小田保行君）閉会にあたりましてひとこと御挨拶申し上げます。令和になりまして初めての議会定例会ほんとお疲れ様でございました。
上程いたしました付議事件について全て全会一致で承認、可決をいただきました。誠にありがとうございました。また、一般質問を含めですね、
貴重な御意見をいただきましたので、執行者といたしまして一丸となってですね、町民、議員の皆様の付託にこたえるように頑張っていきたい
と考えておりますので今後ともよろしく願いいたします。本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

議長（寺村晃幸君）これにて、令和元年第2回越知町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦勞様でした

閉 会 午前 10時23分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員